

年 月 日

No. \_\_\_\_\_

## 確 認 書

私は貴店からの動物（種類：\_\_\_\_\_、数：\_\_\_\_\_）購入契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を受けたことを確認します。

〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印（自署又は押印）

(第一種動物取扱業者の場合はその登録番号 \_\_\_\_\_)

店名 \_\_\_\_\_

説明者 \_\_\_\_\_

注) この確認書の受領は、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）第2条第7号へ及びホの規定により、動物の販売業者に義務づけられているものです。

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、当店の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。

### 動物販売時説明書（トカゲ類・ヘビ類・ワニ類）

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条の2第2項及び基準省令第2条第7号ホの規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いします。

#### I. 動物(トカゲ類・ヘビ類・ワニ類)の特性及び状態の概要(規則第8条の2第2項第1,2,3,11,12,13,14,15,16,17,18号、基準省令第2条第7号ホ(1)(2)(3)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18) 関係)

種類・品種：\_\_\_\_\_

性別： オス・メス・不明 数：\_\_\_\_\_

繁殖者 氏名又は名称：\_\_\_\_\_ 登録番号又は所在地：\_\_\_\_\_

生年月日：\_\_\_\_\_ 年 月 日 平均寿命：\_\_\_\_\_

(生年月日が不明の場合：推定生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日、輸入・飼養開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日)

成体になったときの大きさ：標準体重 \_\_\_\_\_ kg 標準体長 \_\_\_\_\_ cm

その他の大きさ情報 \_\_\_\_\_

投薬状況： 未・済

※実施済の場合

薬の投与年月日と種類	
①	年 月 日 ( )
②	年 月 日 ( )
③	年 月 日 ( )

病歴の有無：なし・あり(病名 \_\_\_\_\_)

当該動物の所有者：当該店舗の自己所有・その他(所有者の氏名 \_\_\_\_\_)

個体識別：無・有(種類：マイクロチップ・脚環・その他( )、識別番号 \_\_\_\_\_)

## II. トカゲ類の飼養保管方法

### 1. 飼養施設、用具及び環境（規則第8条の2第2項第4、18号関係、基準省令第2条第7号木(4)(18)関係）

#### (1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。また、清掃等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害等を受けるおそれがないものを選びましょう。

- 専用ケージなど、床敷き、保温器具、照明器具、止り木や岩など（巣穴になるような隠れ場も必要）。

#### (2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

- 清掃は汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。

#### (3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

- 自分で体温の調節ができない外温動物であることから、寒くなると体が動かせなくなり、餌も食べることができなくなる。種類によって異なるが、日光浴をする種類においては適切な光源等を用いて体温の上昇を図り、そうでない種類の場合は適切な設備により概ね25度～30度を目安に適切な温度を保つこと。
- カルシウム等の代謝を促すため、日光浴や昼間の時間帯に点灯する紫外線照明が必要な場合もある。
- 餌やなわばりをめぐって争うことが多いので、繁殖などを行う場合以外は、複数での飼育は避けること。

### 2. 食事と栄養管理（規則第8条の2第2項第5号関係、基準省令第2条第7号木(5)関係）

動物等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

#### (1) 食事の種類

- 種によって食性が全く異なる。肉食種にはエサ用の昆虫類・マウス・魚・肉など、草食種には野菜・果実・野草などを、それぞれ種によって異なる食性に合せて給餌。雑食性の種については、両者をバランス良く給餌。また、飼育下では不足しがちな、ビタミンやカルシウム等の栄養剤を必要に応じて補給。

#### (2) 食事の回数や量

- 種類、成長のステージ、季節、体調に合せて適量を調整しながら給餌。

#### (3) 飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れて置いておきましょう。種によっては、止水を水と認識しない種もあります。このような種を飼養保管する場合は、霧を吹いたり、ドリップ式の容器を用意しましょう。また、水浴を好む種もありますので、このような種を飼養保管する場合には、全身を水に浸すことができる重さと十分な容量のある水入れを用意するようにしましょう。

#### (4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

- ①人の食べ物をみだりに与えないこと。トカゲ類と人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるおそれがある。
- ②食事を残したときはすぐに片付けること。食べ残しを放置すると腐敗し、衛生上よくない。

- ③食事の与え方を間違えると嗜好性を示してしまい障害を起こす例が多いので、飼育書等を参考に、適切な種類の給餌に心がける。
- ④水入れを常設する場合は、蒸れに注意する。

### 3. 運動及び休養（規則第8条の2第2項第6号関係、基準省令第2条第7号ホ(6)関係）

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

- ①かなり大きくなる種もありますが、哺乳類等のような運動量は特に必要とされない。
- ②脱皮前に食欲が落ちることがある。特に指先などの脱皮不全に注意すること。
- ③日没後は消灯し、静かな環境に置くこと。
- ④飼育下における冬眠は、かなりの危険が伴うことが多いので、冬でも冬眠させないように暖かな環境を維持すること。

### 4. しつけ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

特に注記すべきことはありません。逸走、噛傷等の事故（毒性を持った種もあり）には、くれぐれも注意しましょう。

### 5. 手入れ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく観察することは、病気や異常の早期発見につながります。ただし、神経質な種も少なくありませんので、このような場合は、目視による観察を心がけましょう。

### 6. 病気（規則第8条の2第2項第7号関係、基準省令第2条第7号ホ(7)関係）

#### (1) かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

- ①感染症：下痢や肺炎など、温度管理が不適切なことが主な原因で発症する病気。
- ②脱皮不全・皮膚病等：めったに病気はしないが、湿度不足による脱皮不全や湿度の過多による皮膚病が頻繁に発生。
- ③脂肪肝、痛風：餌の与え方を工夫することで対処可能。
- ④クル病：日光浴、カルシウム不足により発症する病気。

#### (2) 人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へとうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あるといわれています。主な共通感染症及びトカゲ類にかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

・犬	: パスツレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など
・猫	: 猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など
・ウシなど	: Q熱、クリプトスピロジウム症、腸管出血性大腸菌など
・サル	: Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など
・ネズミ	: レブトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱など
・鳥類	: オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など
・ミドリガメ等	: サルモネラ症など

○サルモネラ症：不衛生な水環境等が原因で起こる、細菌性の食中毒の代表的な病気。人に感染すると、急性胃腸炎等の症状が出て、ときには敗血症を起こし命にかかる事態になる場合もある。幼児・高齢者・妊婦は特に注意を要する。実際に、国内でも、ミドリガメから感染した事例がいくつか報告されているが、トカゲ類も保菌しているので注意を要する。